

令和3年度 第4回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年7月

魚沼市農業委員会

## 令和3年度第4回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
	○	15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		星野郁子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

## 令和3年度

## 第4回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和3年7月26日

日程	議案番号	付議事件
1		開会宣言 13 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  9 番 井上 昭 委員  10 番 今井 渉 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他  閉会宣言 14 時 15 分

## 令和3年度 第4回魚沼市農業委員会総会議事録

令和3年度第4回魚沼市農業委員会総会は、令和3年7月26日魚沼市役所本庁舎3階302、303会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号15番姉崎幸男委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第4回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては特にありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は今月に入ってから各委員の担当の場所を中心に農地パトロールを実施しましたが、新たな対象場所の発見には至りませんでした。結果につきましては様式に従って後日報告させていただきます。以上です。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

本日総会終了後、部会を予定しております。以上です。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会、今月は報告する事項はございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

9月に農業委員会だよりを出す予定で進めております。皆さんに記事をお願いしていますけど、8月18日を目途に原稿の提出をお願いします。また、本日総会終了後、広報部会で農業委員会だよりの打ち合わせを行いますので、よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

ただいま会務報告並びに各部会報告がありました。何か皆様方から質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号9番井上昭委員及び議席番号10番今井渉委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は4件、16筆、6,729.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は第三者と貸借するためとなっております。詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、

ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は25件受付し、受理通知を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けがされている農地もございます。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請地	*****の一部	畑	81 m <sup>2</sup>
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 畑 632 m<sup>2</sup>  
                  譲渡人       \*\*\*\*\*  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*\*円/10アール

申請の理由は、農業経営の効率化を図るためです。申請地は譲渡人が高齢で耕作できないため、隣接地を耕作している譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 田 217 m<sup>2</sup>  
                  譲渡人       \*\*\*\*\*  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人宅の隣にあり、譲渡人が耕作できないことから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、農業経験の年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番、2番につきまして、議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号1番ですが、7月20日と21日、\*\*\*\*\*さん、\*\*\*\*\*さん両名に話を聞いてきました。\*\*\*\*\*さんに関しては、先ほど話があったとおり非常に高齢でありまして、体調不良で直接面接ができなかったんですけど、実質的に管理されているお孫さんと話をしてきました。数年前から耕作されていないで荒れていた状況であり、隣に畑がある\*\*\*\*\*さんがそこをまとめて耕作したいという意向がありましたので、今後とも耕作されるものと思います。以上です。

小西正春委員

整理番号2番ですが、7月23日に推進委員の大塚さんと2人で現地を確認してきました。\*\*\*\*\*さんの家のすぐ脇というようなことで特に問題のあるところもございません。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局及び地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、採決に入ります。採決は権利の種類で行います。

所有権移転売買に関する整理番号1番並びに2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について異議なしと認め、許可することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の11、12ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は6件です。

整理番号1	申請地	*****	田	360 m <sup>2</sup>
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	養鯉池の拡張		
	転用目的	養鯉池敷地		
	判断理由	既存施設の拡張のため		



申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は養鯉業を営んでおりますが、現在の養鯉池では小さく、鯉の生育に支障をきたしているため、隣接する申請地を取得し、養鯉池を拡張して利用するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 856 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建1棟及び駐車場  
転用目的 一般住宅建築用及び駐車場敷地  
判断理由 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため

申請地は\*\*地内の農地です。借受人は現在県外に居住しておりますが、定年を機に魚沼市に帰省し居住するため、母親が所有する農地を借り受け、新たに住宅を建築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 65.14 m<sup>2</sup>  
農地区分 第二種農地  
権利種別 所有権移転 売買  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅敷地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
判断理由 申請地の周辺は宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連担することが見込まれる地区であるため

申請地は\*\*地内の農地です。譲受人は申請地に隣接する住宅に居住していますが、冬季になると申請地に自己住宅から落雪するため、申請地を取得し利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 634 m<sup>2</sup>  
農地区分 第三種農地  
権利種別 使用貸借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建1棟及びカーポート1棟  
転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地  
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は\*\*地内の農地です。借受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、父親が所有する農地を借り受け、新たに住居を建築するため申請があったものです。

整理番号5及び整理番号6は関連がありますので、一括して説明させていただきます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか3筆 合計4,948㎡  
農地区分 農用地区域  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 砂利採取（一時転用）  
転用目的 砂利採取用地  
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計4,024㎡  
農地区分 農用地区域  
権利種別 賃借権設定  
貸付人 \*\*\*\*  
借受人 \*\*\*\*  
申請概要 砂利採取（一時転用）  
転用目的 砂利採取用地  
判断理由 一時的な利用であり、事業に必要な面積、現場からの距離など、他の土地では代替がないため。

申請地は\*\*地内の農地です。現在、周辺地域において砂利採取事業を実施しており、引き続き良質な砂利を採取するため今回の申請があったものです。

なお、3,000㎡以上の農地転用に該当しますので、8月17日に開催されます第65回常設審議委員会に諮問することとなります。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、7月15日に代理人より電話連絡がありました。7月21日に私と推進委員の下村さんと現地を確認させていただきました。譲受人とも面談しまして、内容は事務局が説明したとおりでございます。

また、整理番号2番につきまして、7月6日に請負業者から連絡がありました。事務局が説明しましたように、現在\*\*に住んでいますが、こちらに帰ってきてここに居住するというところでございます。また、近隣の住民にも話を伺いましたが、特に問題はないというようなことであります。

今井渉委員

整理番号3番ですが、7月22日午後1時に譲受人\*\*\*\*さん宅に推進委員の瀬下さん、代理人の行政書士さん、譲受人本人の\*\*\*\*さんの4人で自宅脇の現地で説明を受け確認しました。現在、自宅屋根は石油ボイラーの融雪式であり、非常に経費がかさむということで、今回の土地取得により落下式にしたいということで用地を求めたということであり、問題はないと思います。以上です。

佐藤新一委員

整理番号4番ですが、7月9日に行政書士さんから連絡がありまして、よろしく

お願いしますということで書類提出がありました。7月23日に推進委員の阿達さんと現地確認をしまして、ご本人が留守でしたので、\*\*\*\*\*にお話を伺ってきました。あとは事務局の説明のとおりでございます。

桑原正文委員

整理番号5番、6番ですが、これは先月の農業委員会より以前に\*\*\*\*\*が私のところに来られて、一応お話をしていきました。7月24日に現地を確認してきましたが、事務局の説明のように、周辺地域で砂利採取をされている場所で、問題はないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書13ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、4筆、1,327.00㎡です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか3筆 合計1,327㎡

新地目 山林  
申請者 \*\*\*\*  
非農地の原因 昭和年月日不詳より耕作放棄地となり、40年以上経過し、農地として復元することが困難なため  
図面からも推察されるとおり、現地は山の斜面に位置し、農機の進入路もなく、作業困難な耕作不適・耕作不便な状況であり、周辺林野と一体の状態となっています。

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	4件
	筆数	12筆
	面積	8,544.00 m <sup>2</sup>
所有権移転	件数	2件
	筆数	2筆
	面積	1,432.00 m <sup>2</sup>

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、17ページをご覧ください。

整理番号1 所有権を移転する農用地 ＊＊＊＊＊ 田 765 m<sup>2</sup>  
所有権を移転する者 ＊＊＊＊＊  
所有権の移転を受ける者 ＊＊＊＊＊  
所有権移転 交換

次の整理番号2との交換となります。

整理番号2 所有権を移転する農用地 ＊＊＊＊＊ 田 667 m<sup>2</sup>  
所有権を移転する者 ＊＊＊＊＊  
所有権の移転を受ける者 ＊＊＊＊＊  
所有権移転 交換

前の整理番号1との交換となります。

なお、所有権の移転を受ける者の経営面積が0となっておりますが、これは経営移譲、親子間貸借によるものです。所有権移転（交換）の登記完了後に貸借権の設定を予定しています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、ないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局（星野係長）

- ・農業委員会業務必携について

事務局（松井事務局長）

- ・農業会議が委嘱する女性農業委員登用促進アドバイザーについて
- ・熊の目撃情報増加に伴う農地パトロール活動時の注意喚起について
- ・新型コロナウイルス感染者増加に伴う感染防止対策徹底について

事務局（桑原主任）

- ・農地パトロールについて
- ・全国農業新聞普及推進について

議 長（上村会長）

それでは、本日用意いたしました報告並びに議案、それぞれの事項につきましては慎重審議をいただきました。ありがとうございました。これにて終了いたします。

（時刻は 14 時 15 分）

上記会議の内容は、令和 3 年度第 4 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---